

2・1 地球温暖化防止対策

2・1・1 気候変動枠組条約

(1) 京都議定書の制定

人類の活動の拡大に伴う大量の温室効果ガス(GHG)の大気中への排出が地球温暖化の要因であるとされ、大気中の GHG 濃度を安定させることを目的として、平成 4(1992)年に国連において気候変動枠組条約(UNFCCC)(※1)が採択され、平成 6(1994)年に発効し、平成 23(2011)年 3 月現在 194 の国・地域が批准している。

その後、平成 20(2008)年～平成 24(2012)年の間に GHG 排出量を先進国全体で平成 2(1990)年比 5.2%削減するとし、先進各国に法的拘束力のある削減目標を設定した京都議定書(※2)が平成 9(1997)年に採択された。同議定書は平成 17(2005)年に発効し、平成 23(2011)年 3 月現在 192 の国・地域が批准している。

国際海運から排出される GHG については、同議定書第 2 条第 2 項により、国際航空とともに、専門の国際機関において排出抑制を追及することとされ、国際海運については、国際海事機関(IMO)において検討されている。

(2) ポスト京都議定書の枠組み

京都議定書の効力は、平成 24(2012)年までとなっていることから、平成 25(2013)年以降の枠組みの議論が行われてきた。しかしながら、途上国を含む主要排出国が参加する包括的枠組みの構築を目指す先進国と、“共通だが差異ある責任(CBDR)”(※3)の原則から削減義務を回避したい途上国とが対立し、議論が進展しなかった。平成 23(2011)年 12 月に開催された第 17 回締約国会議(COP17)では、京都議定書第二約束期間の設定、将来の新たな枠組みへの道筋、COP16 におけるカンクン合意に基づき、Green Climate Fund(緑の気候基金)を設立・運用すること等が合意された。

① 京都議定書第二約束期間の設定

京都議定書を平成 25(2013)年以降、平成 29(2017)年末までの 5 年間、または平成 32(2020)年末までの 8 年間延長し、第二約束期間とする。ただし、日本、ロシア、カナダはこの第二約束期間に参加しないことを表明した。更に、平成 23(2011)年 12 月 12 日カナダは京都議定書からの離脱を表明し、その結果、京都議定書第二約束期間不参加表明国(日本・ロシア・カナダ)を除くと、平成 21(2009)年時点での世界の排出量に対する同期間で排出削減義務を負う国の排出量シェアは、15%程度となり、さらに、第二約束期間への参加が不明確な豪州、ニュージーランドを除くと 13.5%程度まで低下する。

② 将来の新たな枠組みへの道筋

ダーバン・プラットフォーム特別作業部会(AWG)を設置し、遅くとも平成 27(2015)年末まで

に交渉を終え、平成 32(2020)年からの実施を目指すことに合意した。なお、新しい枠組みでは、アメリカ、中国、インドなどすべての国が何らかの法的な義務を負う。

なお、平成 21(2009)年 12 月に開催された COP15 のコペンハーゲン合意において、途上国の温暖化対策を支援するための気候変動対策の長期資金として平成 32(2020)年までに年間 1,000 億 US ドルを拠出することとされている。バンカーセクターを含む”セクター別アプローチ”については、先進国／途上国が対立したことから、国際海運の取り扱いに関しては何ら合意されていないが、国連事務総長諮問機関 (AGF) レポート (COP16 提出) (※4) および世界銀行・国際通貨基金 (IMF) レポート (G20 会合提出) (※5) 等国際交通分野を主要な拠出源と位置づけたレポートが作成されている。

- ※1. UNFCCC：気候に対して人為的な影響を及ぼさない範囲で大気中の二酸化炭素やメタンなど温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とした条約。具体的には、先進国に対して GHG の排出と吸収の目標の作成、温暖化の国別の計画の策定と実施などが義務つけられる。
- ※2. 京都議定書：UNFCCC の目的を達成するための議定書。先進国等に対し GHG を、平成 2 (1990) 年比で平成 20 (2008) 年～平成 24 (2012) 年に一定数値 (日本 6%、米国 7%、EU8%他) 削減することを義務づけている。
- ※3. CBDR (Common but Differentiated Responsibilities)：地球環境問題のような課題は全人類の抱える問題であり先進国はもちろんのこと発展途上国にも共通の責任があるという主として先進国側の主張と原因の大部分は先進国にあり、また対処能力においても異なっていると途上国側の主張との両者の意見を折衷して形作られてきたもの。地球環境問題に対しては共通責任があるが、各国の責任への寄与度と能力とは異なっているという考え方。
- ※4. AGF レポート：平成 22 (2010) 年 2 月に潘基文国連事務総長のイニシアティブのもと発足したハイレベル諮問グループ (AGF : High-level Advisory Group of the UN Secretary-General on Climate Change Financing) が、途上国への気候変動資金年間 1000 億 US ドルの原資等について検討し COP16 に提出したレポート。同レポートでは、途上国支援のための資金源として海運は有力 (国際海運から 230-260 億 US ドル徴収可能) との報告がなされたが、特に議論されなかった。
- ※5. 世界銀行・IMF レポート：平成 23 (2011) 年 2 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議において、AGF レポートが報告され、長期資金に関する検討をすることとなり、世界銀行および IMF が「途上国における温暖化対策支援のための資金拠出に関するレポート」を作成した。同レポートでは、途上国支援のための資金源として海運セクターからも 250 億 US ドル (CO₂・1 トンあたり 25US ドルベース) の拠出が期待できるとの報告がなされた。

2.1.2 国際海運における GHG 削減対策

IMOでは、UNFCCCの要請により平成 10(1998)年からGHG排出抑制策について審議を行ってきたが、UNFCCCにおける“共通だが差異ある責任”の原則^{※3}をもって途上国が一律規制に反対するなど、審議が深まらないまま推移してきた。

そうした中、UNFCCC がポスト京都議定書の枠組みを平成 21(2009)年末の COP15 で合意する方針を固めたことを受け、平成 20(2008)年 4 月の第 57 回海洋環境保護委員会 (MEPC57) において、IMO としても、国際海運からの GHG 排出削減対策を検討することが合意され、技術的手法 (新造船のエネルギー効率改善)、運航的手法 (減速航行等運航時の燃費改善策) および経済的手法 (燃料油課金、排出量取引等) に整理して検討を進めることとなった。

(1) 技術的・運航的手法

平成 23(2011)年 7 月に開催された MEPC62 では、エネルギー効率設計指標 (EEDI) (※6) および船舶エネルギー効率マネジメントプラン (SEEMP) (※7) を強制化する改正 MARPOL 条約附属書 VI が採択された。新船は、EEDI の保持 (総トン数 400 トン以上の船舶)、さらに一定以上の船型の船舶においては、EEDI 規制値 (基準となる EEDI 値からの削減率: 0→15/20→30%) の設定および同削減率の段階的強化が新船に要求され、新船・既存船には、SEEMP の所持が要求されることとなった。続く MEPC63(平成 24(2012)年 3 月)で関連するガイドラインを採択し、平成 25(2013)年 1 月 1 日の同附属書改正の発効に向け枠組みが整った。

(2) 経済的手法 (MBM)

平成 24(2012)年 3 月に開催された MEPC63 では、MEPC 議長より、経済的手法の導入による海運への影響等の調査およびロードマップが提案されたが、審議の結果、調査項目や調査の方法について合意に至らず、引き続き、審議されることとなった。

※6. EEDI (Energy Efficiency Design Index) : 船舶の仕様に基づいて、各船の貨物 1 トン・1 マイル輸送あたりの CO₂ 排出量を評価する指標

※7. SEEMP (Ship Energy Efficiency Management Plan) : 運航時における船舶からの CO₂ 排出削減を目的とし、効率的な運航を推進するための計画